

答

安倍自由民主党総裁は、平成29年5月3日、憲法第9条の平和主義の理念をこれからも堅持していくことを前提に、自衛隊の存在を明記した改正憲法を2020年に施行するとの意向を示したが、これは、国会や衆参両院の憲法審査会において、憲法改正に関する議論を活性化させようとする思いから示されたものと考えている。

憲法改正については、幅広く国民全体で議論を深めていくべきであり、議論の推移を注視していきたい。

山地 美知一 議員

(議案質疑)

- 1 財産の取得について (一般質問)
- 1 子どもの就学援助制度について
- 2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律について

就学援助制度に対する

本市の取組は？

問

国が、子どもの貧困対策の一つに掲げる就学援助制度は、経済的に苦しい家庭に小・中学生の学用品代、給食費などを援助するしくみであり、憲法第26条に掲げる教育を受ける権利及び義務教育の無償化を具体化した制度の一つであるが、本市においては、どのように取り組んでいるのか。

答

本市では、4月1日付で認定された小学1年生と中学1年生の準要保護児童・生徒に対し、新入学学用品費を国が示す当該年度の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じ、国が示す額を限度として支給している。また、平成29年3月に国が当該補助金に係る交付要綱を改正したことにより、新たに就学予定者の保護者が補助対象に加わることとなり、入学年度開始前の家庭への支給も可能となった。そのため、本市においても、入学する前に援助費の補助を行い、スムーズな入学準備を進めることができるよう、具体的な取組を検討していきたい。

会派に

属さない議員

高橋 章 哲議員

(議案質疑)

- 1 石鎚山系魅力発信事業について
- 1 部落差別の解消の推進に関する法律について
- 2 公民館体制の在り方について

部落差別の解消を！ 地方公共団体の役割は？

問

2016年12月、部落差別の解消の推進に関する法律が成立し、公布・施行された。私たちは、この法律の意図するところを具体化し、部落差別のない社会を実現しなくてはならないと考えるが、今後、どのように取り組んでいくのか。

答

この法律は、現在もなお部落差別が存在するものであるとし、差別は許さ

れないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であり、国や自治体の責務であるとして、相談体制の充実と必要な教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査が求められている。

法律の制定後、国からの具体的な指示はないが、相談体制の充実として、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる隣保館において助言・指導の強化を図るとともに、国や愛媛県の方針に従い実態把握の取組を進めていきたい。

更に、市人権教育協議会主催の人権同和教育講座やリーダー養成講座に部落問題をテーマとした講座を組み込むとともに、新規講座として3回にわたる部落問題集中講座で市民への周知を図ることとしている。

本市においても、法律の趣旨をじゅうぶんに踏まえ、国の動向を注視しながら、部落問題の解決のため、国や県と連携を図り、引き続き人権文化の花咲くまち西条市の実現に向け、積極的に取り組んでいきたい。

御 莊 秀 樹 議員

(一般質問)

- 1 労働人口拡大に向けた高齢者の有効活躍について

高齢者の労働力確保に向けた取組は？

問

少子高齢化が進行し、15歳以上で労働する能力と意思を持つ人の数を示す労働力人口の減少が懸念されており、この対策としては、元氣な高齢者を積極的に雇用し、高齢者が社会において活躍することが大きなポイントになってくると思われる。

高齢者の就労は、本市経済の発展につながるものであり、各種団体や組織と連携することが効果的と考えるが、どのようにして元氣な高齢者の労働力を確保していこうと考えているのか。

また、高齢者が正規の労働者として活躍できるようにするため、市として今後、どのような展開で取り組もうとしているのか。